

(表)

		第	号
揮発油等の品質の確保等に関する法律			
第20条第 4 項の規定による			
立 入 検 査 証			
写 真	(押出スタンプ割印)	職名及び氏名	
			年 月 日 生
			年 月 日 交付
		発行者	印

(裏)

揮発油等の品質の確保等に関する法律 (抄)

第20条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第17条の4第2項の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、灯油、重油その他の必要な試料を収去させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～九 (略)

十 第20条第2項又は第3項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。